

内職を始める方のために



こうとう若者女性
しごとセンター

内職を始める時には

1. 自分がどれくらいの時間仕事を仕事にあてられるか。
2. 家族の理解が得られるか。
3. 責任を持って仕事に取り組めるか。

○面接時間に遅れずに行きましょう。
○預かった材料、道具は大切に扱いましょう。
○仕事は丁寧に根気よく取り組みましょう。
○納期は必ず守りましょう。

これらのことについてよく考え、仕事の内容、条件から自分のできる仕事を選びましょう。

- * 「誰にでも簡単にできて工賃の高い内職」というものはありません。
- * 責任は個人経営者と同じです。
- * あっせん後の問題は、事業所と内職をされる方との当事者間で解決してください。

◎工賃は、全額現金で1ヶ月以内に受け取りましょう。

工賃は、出来上がった製品を納めてから、1ヶ月以内に全額現金で支払われることになっています。内職者の同意があれば、銀行への振り込み等も可能ですが、製品や小切手での支払いはできないことになっています。

ただし、一定の日を工賃締切日にしている場合には、その日から1ヶ月以内です。

◎工賃の不払いが生じたら

万一、工賃の遅延が生じたら、ご自身で事業所に連絡を取りその状況の確認をしてください。工賃の支払いに不安を感じたら、すぐ内職をストップして当所にも連絡をください。

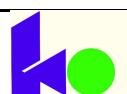
また、不払いが生じた場合は、家内労働手帳等工賃額の確認できるもの、及び手元の製品は処分せずに保管し、労働基準監督署へ相談、申し立てをしてください。

※こうとう若者・女性しごとセンターでは、工賃の不払いが生じても工賃を立て替えてお支払することはできません。

江東区を管轄する労働基準監督署

亀戸労働基準監督署

江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ 8F
03(3637)8130



江東区

こうとう若者・女性しごとセンター

江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ9階

03(5836)5160